

## 土木工事等建設資材単価公表要領

### (目的)

第1条 公共工事の執行については、透明性・競争性・客観性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つである建設資材単価（以下「資材単価」という。）を公表することにより、受注者の的確な見積もりに資するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

### (公表の内容)

#### 第2条

##### (1) 公表の対象

古河市が発注する土木工事等の積算に用いる資材単価とする。

##### (2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については（一財）建設物価調査会から市販されている「Web建設物価」及び「積算資料電子版」に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済とみなし公表資料に含めないものとする。また、土木主要資材については、茨城県土木部より公表されている単価を採用（茨城県土木部を古河市と読替えて適用）しており、これらを掲載する。

### (公表方法)

第3条 公表の方法はインターネットによるものとし、掲載場所は、茨城県検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部を古河市と読替えることで、古河市のホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

### (留意事項)

第4条 資材単価の具体的内容等について、電話、来訪等による問い合わせには応じないものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から適用するものとする。